

不良空き住宅等の 除却費用を補助します



周辺の生活環境に影響を及ぼす空き住宅等を所有者が自ら除却する場合、除却費用の一部を補助します。

訓子府町不良空き住宅等除却補助事業

- | | |
|----------------|---|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none">・補助の対象となる空き住宅等の所有者又は、相続人・町税の滞納が無いこと |
| 対象となる
空き住宅等 | <ul style="list-style-type: none">・訓子府町内に所在し、1年以上使用されていない専用住宅又は併用住宅・町の事前調査で、住宅地区改良法の規定に基づく不良住宅と判定されたもの・補助申請者において、除却後の跡地を適正に管理することができるもの・町内に本店、支店、営業所等を有する業者による除却工事 |
| 補助額
件数 | <ul style="list-style-type: none">・除却工事費の2分の1以内（限度額50万円）・2件（募集件数を上回る応募があった場合は抽選とします） |
| 実施期間 | <ul style="list-style-type: none">・事前調査受付期間
令和4年4月11日（月）～5月31日（火）まで・補助金交付申請受付期間
令和4年6月6日（月）～6月30日（木）まで <p>※募集件数に達しない場合は、件数に達するまで受付期間を10月31日まで延長いたします。</p> |

手続きの流れ

補助申請者	訓子府町
<p>①事前調査依頼書の提出 対象の不良空き住宅に該当するか、事前に調査の依頼を行います。</p> <p>④交付申請書の提出 申請可能との通知を受けた場合、関係書類をそろえて訓子府町に申請してください。</p> <div data-bbox="159 851 762 929" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>除却事業者との契約・除却工事着手</p> </div> <p>⑥除却完了・完了報告 完了報告は工事完了後または12月20日までに提出してください。</p> <p>⑧請求書の提出 交付確定通知書を受領後14日以内または令和5年1月20日のどちらか早い方の期日までに提出してください。</p>	<p>②現地調査・判定 訓子府町が、現地にて対象空き住宅の調査を行い、補助対象となるかの判定をします。</p> <p>③判定結果の報告 補助申請の可否について、申請者に通知します。</p> <p>⑤書類審査・交付決定 内容を審査し、補助金交付が決定した場合、申請者に交付決定を書面で通知します。 ※補助金交付決定前に契約・着工したものは補助の対象外となりますのでご注意ください</p> <p>⑦書類審査・交付確定 審査により交付金額が確定した場合、申請者に交付確定通知書を送付します。</p> <p>⑨補助金交付 指定された口座に補助金を振り込みます。</p>

よくある質問

Q：不良空き住宅とは？

A：建物の外部の状態を点数付けして（基礎、屋根、外壁等がどのくらい破損しているかなどをもとに総合的に判断します）不良と判定された住宅のことを言います。

Q：町内に空き住宅を所有していますが、町外に住んでる場合、申請はできますか？

A：訓子府町内に空き住宅を所有していれば、申請できます。
申請書等の提出に関しては、除却を依頼する事業者にご相談ください。

Q：建物内の家財道具や仏壇の撤去費用も補助対象になりますか？

A：対象になりません。残留物を処分する場合、解体費用から残留物の処分費用を差し引いた金額が補助対象となります。

【お問い合わせ】

訓子府町役場建設課 住環境整備係（電話：0157-47-2118）
〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地